

総務省が定める地場産品基準の記載例について

【注意事項】

- ①地場産品基準の根拠説明は、下記の「国から認められると考えられる例」に沿った記載を行ってください。
- ②根拠説明の記載がない場合は、返礼品として認められません。
- ③根拠説明のバックデータ（数値、価格の根拠）を総務省から求められる場合があります。
- ④参照：総務省QA https://www.soumu.go.jp/main_content/000893395.pdf

号	地場産品基準内容	国から認められると考えられる例	認められないと考えられる例
1	本市内において生産されたものであること。（一次産業の品に限る）	横浜市内で生産している一次産業の品	
2	本市内において返礼品等の原料の主要な部分が生産されたものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ○市内で生産された牛乳や果物を 100%使用して、市外で製造されたジェラート ○市内で生産された酒米を 100%使用して、市外において醸造した地酒 ○市内の事業者が 100%自社で栽培したリンゴを使用して、市外の工場加工したリンゴジュース ○原材料の柑橘のうち 9 割以上に市内で生産された柑橘を使用したジュース 	<ul style="list-style-type: none"> ×製造に用いる牛乳のうち市内で生産された牛乳を約 1 割使用した、市外製造のアイスクリーム ×市内で生産された醤油・ポン酢を使用した、市外で加工されたもつ鍋・水炊き ×スチール缶の原材料となる鉄を市内で製造し、そのスチール缶を使用したビール
3	本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値（全体の半分以上）が生じているものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の事業者が市外で生産された原材料を使用し、市内で加工・品質保守を一元管理し、当該事業者の自社製品として販売しているもの ○市外で生産された豚肉を、市内で切断・調理・袋詰めしている豚肉加工品 ○市外で生産された原材料を用いて、市内の醸造所において醸造した酒 ○市外で生産されたグラス等に、商品価値の主要な部分である伝統的な螺細工や漆芸を市内において区域内事業者が施した工芸 	<ul style="list-style-type: none"> ×海外で生産し、市内事業者が検品を行っているラジオ ×市外で生産されているが市内の茶商が監修しているペットボトルのお茶 ×市内事業者がパッケージしている市外で生産されたフルーツ ×市外で生産されたビールに、横浜市オリジナルのシールを貼ったもの ×市外から調達したブロック肉を、市内で単なる切断・バック詰めした精肉 ×市内での工程が、枝肉の切断である精肉
4	本市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜地域を含む複数の地方団体の区域を管轄する JA に市内で生産された米を出荷して、当該 JA が市外で生産された米とブレンドし「○○米」として出荷されたもの ○市内で生産後、複数の地方団体を管轄する JA に出荷しており、流通構造上、近隣の団体に生産された茶葉と混在することが避けられない茶葉 ○市内で肥育後、近隣の複数の団体を管轄すると畜場と畜するため、流通構造上、近隣の団体に肥育された牛肉と混在することが避けられない牛肉 	<ul style="list-style-type: none"> ×市内で生産されたものと市外で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っているアイスクリーム
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の 7 割以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ○市内で製造されたそばと市外で製造されたそばつゆのセット ○市内で生産された野菜の詰合せと市外で製造されたバーニャカウダソースのセット ○市内で製造された曲げわっぱの弁当箱と市外で製造された弁当箱の収納袋のセット <p>→市内と市外の調達費用を記載してください。その場合、市内の調達費用が全体の 7 割以上である必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ×市外で生産された商品と横浜市の PR 冊子をセットにしたもの ×市外で製造されたビールと市内で生産されたタオルをセットにしたもの ×海外製のタブレット端末に市内を探索できるアプリをあらかじめダウンロードしたもの ×市内で製造したタオルケットと海外製の空気清浄機をセットにしたもの ×市内で採取したハチミツと海外製のフライパンをセットにしたもの

総務省が定める地場産品基準の記載例について

【注意事項】

- ①地場産品基準の根拠説明は、下記の「国から認められると考えられる例」に沿った記載を行ってください。
- ②根拠説明の記載がない場合は、返礼品として認められません。
- ③根拠説明のバックデータ（数値、価格の根拠）を総務省から求められる場合があります。
- ④参照：総務省QA https://www.soumu.go.jp/main_content/000893395.pdf

号	地場産品基準内容	国から認められると考えられる例	認められないと考えられる例
7	本市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。	<p>○役務（サービス）の提供の場合は、交流人口の増加による波及効果によって横浜の観光に寄与することを目的として、<u>寄附者等が、実際に本市内を訪れることを前提に、本市内で提供されるもの</u>であって、次のアからウのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 宿泊 本市内施設における宿泊、本市内施設における宿泊を伴うパッケージツアー等</p> <p>イ 体験 本市内を巡るツアー、セーリング体験、観光農園体験、イベント、コンサート等</p> <p>ウ 食事 本市内施設における食事プラン</p>	左記以外の役務（サービス）